

公立丹南病院医療情報システム更新業務プロポーザル実施要領

1 目的

公立丹南病院では、電子カルテシステムを始めとした基幹システムと院内の様々な部署において使用する部門別システムで構成する医療情報システムを導入しているところであるが、平成30年5月の稼働開始より6年が経過しており、今後におけるシステムの安定稼働や業務効率化を図るために、医療情報システムの更新が必要になっているところである。このことから、令和7年3月を目途に医療情報システムの更新を目指し、公募型プロポーザルにより広く事業者からの企画・提案を募集するとともに、総合的な判断により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 公立丹南病院医療情報システム更新業務
- (2) 業務内容 別添「公立丹南病院医療情報システム更新業務仕様書」のとおり
- (3) 業務の期間 契約締結日から令和7年2年28日まで
- (4) 提案上限額 407,000,000円（消費税等含む。）以内

3 問い合わせ・書類提出先

〒916-0021 福井県鯖江市三六町1丁目2番31号
公立丹南病院組合 山口・馬場
TEL : 0778-52-5585 FAX : 0778-52-8563
E-mail : ii-sabae@angel.ocn.ne.jp

4 応募参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) プロポーザルへの参加表明書提出時点で、鯖江市入札参加資格者名簿に登載されている者であって本市から指名停止の措置（指名除外を含む。）を受けている者でないこと。なお、参加表明書を提出した日から契約締結までの間に、本市から指名停止を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者または再生手続をなされていない者であること。
- (4) 国税および地方税に滞納がない者であること。

- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）またはその構成員の統制下にある者でないこと。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得している者であること。
- (7) パッケージ型電子カルテシステムの取り扱いをしており、日本国内において病床数200床未満の病院で5件以上の導入実績があること。

5 実施スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 実施の公告（実施要領公表） | 令和6年5月14日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 令和6年5月21日（火）午後5時まで（必着） |
| (3) 質問回答期限 | 令和6年5月28日（火） |
| (4) 参加表明書受付期限 | 令和6年6月4日（火）午後5時まで（必着） |
| (5) 提案書等の提出期限 | 令和6年6月14日（金）午後5時まで（必着） |
| (6) プレゼンテーションの実施 | 令和6年6月19日（水） |
| (7) 選定結果の通知・契約締結 | 令和6年6月下旬 |

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メールにより提出すること。質問の記載については別紙（様式第10号）を使用すること。会社名、担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて当院ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- (1) 参加表明書（様式第1号）
- (2) 宣誓書（様式第2号）
- (3) 事業者概要書（様式第3号）
- (4) 登記事項証明書または登記簿本（発効後3か月以内のもの）

- (5) 財務諸表（直近2ヶ年の貸借対照表及び損益計算書）
- (6) 納税証明書（国税および地方税に滞納がないことの証明書）
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認定の証明書の写し
- (8) 導入実績表（様式第4号）
（契約書の写し等実績を有することの証明書類を添付すること）

8 プロポーザルへの参加承認及び審査会の案内通知

参加資格審査の結果については、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第5号）ならびに提案書提出依頼通知書（様式第6号）により事業者電子メールにて通知する。

9 業務提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

①業務提案書提出届（様式第7号）

②業務提案書（様式自由。ただし、次のアからオまでは必須記載事項。）

ア 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」のシステム運用編14に記載されている二要素認証に対して、新規導入システムにおいてどのような措置を行うかの明示

イ リモートメンテナンス機器等、サイバーセキュリティ対策に関する考え方
ウ システム、ネットワーク等の障害発生時の対応方法について

エ 導入時のデータ移行と導入後におけるデータ標準化に対する考え方

オ 導入後のソフトウェア・ハードウェアの保守に関する内容・費用に関する
こと及び運用サポート等業務支援に関する内容・費用に関することなど、医療情報システムのランニングコスト・保守に関すること

③工程表（様式自由）

④実施体制調書（様式第8号）

⑤導入費用見積書（様式第9号）

（見積書の内訳詳細については様式自由、押印不要）

(2) 企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）

「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、②～⑤については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを7部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

(3) その他の注意事項

①企画提案書の頁数に上限は設けませんが、できる限り少ない枚数で作成し、見や

- すいもの、わかりやすいものとする。
- ②本要領に示す業務の目的・趣旨を達成するため、可能な限りの提案をすること。
また、本件の運営事業者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す当院の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
 - ③見積書は、提案する物件に係る費用が分かるように内訳を記載すること。初期導入費及び経常経費は必ず記載すること。
 - ④提出後の提案内容の修正は一切認めない。

1 0 プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

業務提案書等が提出された後、提案内容の確認等のために参加事業者に対してプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

(1) 日時および場所

プレゼンテーション参加要請書（様式第号）により電子メールにて通知する。

(2) 実施時間

各参加事業者の持ち時間は60分以内とし、概要説明を45分程度、ヒアリングを15分程度実施する。

(3) 実施方法

- ①プレゼンテーションの形式は自由とする。希望する参加事業者は、電子機器を用いて行うことができる。こちらで準備する機器はスクリーン、電源、机等とし、その他必要な機材等は全て参加事業者で用意すること。
- ②プレゼンテーションは、提出された業務提案書等に基づいて説明し、補足説明資料その他の追加資料の提出および説明はできないものとする。
- ③出席人数は、業務提案書等の内容を熟知している者で3名以内とする。出席者の役職、氏名をプレゼンテーション出席者報告書により、業務提案書と併せて提出すること。
- ④参加事業者が1者しかなかった場合でも、参加資格要件を備えている限りプレゼンテーションは実施する。

1 1 プロポーザルの選定方法

- (1) 審査会において、別途定める「選定基準」に基づいて参加事業者ごとに業務提案書および提案見積書について評価および採点を行い、総得点が最も高い参加事業者を優先交渉権者として選定する。なお、総得点が総配点の60%に満たない事業者は、上記の規定に関わらず優先交渉権者とししない。
- (2) 最高得点の参加事業者が2者以上ある場合は、当該参加事業者の評価項目の「業務提案書」の得点が高い方を第1順位とし、さらに同点の場合は、会長が

くじ引きし、優先交渉権者を決定する。

(3) 参加事業者が1者であっても、参加資格を有し提案見積金額が提案上限額以下であり、かつ選定委員会において上記(1)に規定する評価および採点を行い、総得点が総配点の60%以上で委託業務を履行できると認められる場合は優先交渉権者に選定する。

(4) なお、この選定により委託契約の受託者や契約金額が確定するものでない。

1.2 選定選結果の通知及び公表

選定の結果は、プロポーザル審査結果通知書(様式第11号)により通知する。また、選定結果および優先交渉権者名について、本市ホームページに掲載し公表する。

1.3 契約の締結

(1) 契約内容および契約金額は、提案書の内容をもとに、優先交渉権者と協議の上、見積書を徴収し、鯖江市財務規則等の関係法令に基づき委託契約を締結する。

(2) 選考された事業者が「2 参加資格要件」に記載した条件のいずれかを満たされなくなった場合および事故等の特別な理由により契約が不可能になった場合は、審査結果が次点の事業者と協議を行う。

(3) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

1.4 特記事項

(1) 公立丹南病院組合情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として提案書類を原則公開することとなる。しかしながら、事業を営む上で、権利、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な情報は、同条例第7条の規定により非公開とできる場合がある。

(2) 受託候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。